

納期限

今月の納期限は1月31日(金)です

- ◇市・県民税(4期)
- ◇国民健康保険税(8期)
- ◇後期高齢者医療保険料(7期)
- ◇介護保険料(1月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会
☎073-422-5005
- ※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談
料が必要です。

◇行政相談

- 時** 1月8日(水)
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

- くぼり しゅうじ
久堀 修二 氏
☎0738-23-2229
- てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

償却資産申告書の提出は
1月31日(金)までに!

固定資産税は、土地や家屋だけでなく、工場や商店などの経営者が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などの償却資産にも課税されます。また、賃借人(テナント)などが施工した内装や電気、ガス、空調設備などの事業用資産も課税の対象となります。

法人や個人事業者の方で市内に償却資産を所有されている方は、令和2年1月1日現在において所有している資産の内容を償却資産申告書に記入し、1月31日(金)までに税務課課税係へ提出してください。

※小型特殊自動車に該当するフォークリフトは軽自動車税の課税対象となりますので、固定資産税は課税され

年金相談会のお知らせ

問 税務課

☎0738・23・5504

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時・場

- 1月16日(木)
御坊市役所3階会議室
- 2月20日(木)
御坊市福祉センター3階
- 3月19日(木)
御坊市役所3階会議室
- ※時間はいずれも
10時~11時30分
13時~15時

申 田辺年金事務所お客様相談室(☎0739・24・

御坊市文化協会
御坊まちかどミュージアム

溪友会

12月26日(木)~1月28日(火)

紀陽銀行御坊支店
南側ショーウィンドー

0435)に電話予約が必要です。
【各相談日の1か月前から予約を受付しています。】

電話予約方法
自動音声による案内が流れます。『最初の案内でプッシュボタン1を押し、次の案内でプッシュボタン2を押す。』または『番号を押さず、自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。』

問 御坊市役所 国保年金課
☎0738・23・5530

~『日高地域消費生活相談窓口』から~

「見守り」と「気づき」のポイント

消費者トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が欠かせません。

おもな気づきのポイント

- ・見慣れない人が頻繁に出入りしている
- ・宅配便が頻繁に届く
- ・見慣れない商品や段ボール箱が未開封のまま放置されている
- ・電話におびえたり、かかってきた電話に出たがらない
- ・電話が切れなくて困っている
- ・不審な人と出かけるのを見かけた
- ・お金に困っている様子がある 等

消費者トラブルに
遭っていることに
気付いていないこ
ともあります。



気が付いたことがあれば、「何か困っていることはありませんか」など、さりげなく声掛けをし、悪質商法が疑われる場合は、消費生活相談窓口につないでください。周囲の人の「気づき」が消費者トラブルを未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に食い止めることに繋がります。

◇問い合わせ 消費者ホットライン ☎(局番なし)188
日高地域消費生活相談窓口(市役所1階) ☎0738-52-5288
受付(平日9時~12時・13時~17時) ※土日祝日年末年始は休み